

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 佳司
【本店の所在の場所】	東京都品川区勝島一丁目5番21号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島六丁目1番1号
【電話番号】	(03)6631-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 落合 雅三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期 累計期間	第26期 第1四半期 累計期間	第25期
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日
売上高 (千円)	295,556	139,932	783,035
経常損失 () (千円)	165,845	337,300	836,659
四半期(当期)純損失 () (千円)	167,196	308,938	842,013
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	7,574,607	9,144,119	8,849,677
発行済株式総数 (株)	125,520,423	170,085,423	160,830,423
純資産 (千円)	2,692,392	5,379,756	4,806,576
総資産 (千円)	3,135,395	5,891,933	5,249,563
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	1.35	1.88	6.19
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.7	91.1	90.7

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第25期第1四半期累計期間は関係会社は存在するものの重要性が乏しいため、また第26期第1四半期累計期間及び第25期は関係会社がないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、がん免疫療法市場の環境変化に伴う細胞加工業の売上急減に加え、再生医療等製品事業分野における自社製品の開発進捗に伴う支出が累増しているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、継続企業の前提に疑義を生じさせるリスクが存在しております。

しかしながら、当社においては事業構造改革を着実に実行したことで、細胞加工業セグメントにおいては細胞加工施設の統廃合、希望退職募集の実施等を通じた製造体制の適正化を図っており、同セグメントのセグメント利益の黒字回復を目指しております。また、再生医療等製品事業セグメントにおいては、早期の製造販売承認の取得に向けて有望でかつ可能性の高いシーズを優先して開発を進めるとともに、再生医療等製品の開発費等については資金状況を勘案の上、機動的に資金調達を実施してまいります。現状では、構造改革の着実な実行を通じた資金の確保、さらに2019年6月の第14回及び第15回、2020年7月の第16回並びに2020年9月の第17回新株予約権の発行による再生医療等製品開発費の資金調達等により、安定的なキャッシュポジションを維持しており、当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。これらに加えて、当社における当第1四半期会計期間末の資金残高の状況を総合的に検討した結果、事業活動の継続性に疑念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、未だに収束の見通しが立っておらず、引き続き企業活動や経済活動への制限を余儀なくされるような厳しい状況が続いております。

こうした状況の中、当社は、前事業年度より引き続き、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による法的枠組みの下、新たなビジネス展開による事業拡大に向けた取り組みを進めるとともに収益構造の改善に注力しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化による影響は、経済活動の停滞や個人消費の低迷等広範囲に表れておりますが、その影響は当社の取引先医療機関等にも及んでおり、当社の事業も依然として厳しい状況にあります。

この結果、当第1四半期累計期間における当社の経営成績は以下のとおりとなりました。

（金額単位：百万円）

	売上高	営業損失（ ）	経常損失（ ）	四半期純損失（ ）	1株当たり 四半期純損失 （ ）
当第1四半期 累計期間	139	306	337	308	1.88円
前第1四半期 累計期間	295	172	165	167	1.35円
増減率（％）	52.7	-	-	-	-

当第1四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先医療機関でのインバウンドの患者数の低迷が続く、細胞加工売上は前年同期と比べ大幅に減少したこと等により、売上高は139百万円（前年同期比52.7%減）となりました。損益面につきましては、売上高の大幅な減少等により、売上総利益は21百万円（前年同期比84.7%減）となり、販売費及び一般管理費は327百万円（前年同期比4.2%増）となったことにより、営業損失は306百万円（前年同期は営業損失172百万円）となりました。また、投資事業組合運用損33百万円を営業外費用に計上したこと等により、経常損失は337百万円（前年同期は経常損失165百万円）となり、固定資産売却益5百万円、新株予約権戻入益24百万円を特別利益に計上したこと等により、四半期純損失は308百万円（前年同期は四半期純損失167百万円）となりました。

報告セグメント別の経営成績の概況は、以下のとおりであります。

(金額単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計算書 計上額(注)2	
	細胞加工業		再生医療等製品事業			セグメント 損失()	売上高
	売上高	セグメント 利益又は 損失()	売上高	セグメント 損失()			
当第1四半期 累計期間	139	55	0	96	153	139	306
前第1四半期 累計期間	294	68	0	104	135	295	172

(注)1. セグメント損失()の調整額は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っています。

細胞加工業

細胞加工業については、細胞加工業の3つのビジネス領域(「特定細胞加工物製造業」・「バリューチェーン事業」・「CDMO事業」)の拡大に向けて積極的な活動を展開しております。当第1四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先医療機関でのインバウンドの患者数の低迷が続き、細胞加工売上は前年同期と比べ大幅に減少したこと等により、売上高は139百万円(前年同期比52.6%減)となり、売上高の減少等による売上総利益の減少等により、セグメント損失は55百万円(前年同期はセグメント利益68百万円)となりました。

再生医療等製品事業

再生医療等製品事業については、再生医療等製品の早期の収益化を目指すとともに、国内外で行われている再生医療等製品の開発動向にも注目し、それらのパイプライン取得、拡充を視野に入れた活動を行っています。当第1四半期累計期間においては、売上高は0百万円(前年同期比95.1%減)となり、セグメント損失は96百万円(前年同期はセグメント損失104百万円)となりました。

(2) 財政状態の状況

(財政状態)

	前事業年度末	当第1四半期 会計期間末	増減
資産合計(百万円)	5,249	5,891	642
負債合計(百万円)	442	512	69
純資産合計(百万円)	4,806	5,379	573
自己資本比率(%)	90.7	91.1	0.4
1株当たり純資産(円)	29.60	31.57	1.97

資産合計は、現金及び預金418百万円増加、投資有価証券282百万円増加、売掛金46百万円減少等により、前事業年度末に比べて642百万円増加しました。

負債合計は、前事業年度末に比べて69百万円増加しました。主な増加は、流動負債その他の未払金38百万円、流動負債その他の前受金22百万円、固定負債その他の繰延税金負債45百万円、主な減少は、未払法人税等36百万円です。

純資産合計は、四半期純損失308百万円等による減少の一方、新株予約権の行使による資本金294百万円、資本剰余金294百万円及びその他有価証券評価差額金329百万円の増加により、前事業年度末に比べて573百万円増加しました。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度末の90.7%から91.1%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、64百万円であります。

細胞加工業

当第1四半期累計期間において、細胞加工業に係る研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、当第1四半期累計期間における細胞加工業に係る研究開発費は5百万円であります。

再生医療等製品事業

当社は、2020年12月に医療法人社団滉志会と、先制医療としての免疫細胞治療の有用性を適切に評価するために、免疫細胞投与前後で免疫パラメーターがどのように変化するかを探索的に検討し、先制医療への応用を目指す共同研究契約を締結しました。本研究では、がん罹患リスクの高い人を対象としたがん予防における免疫パラメーターの検討に加え、新型コロナウイルスなどの感染症、および健康長寿に関わる免疫パラメーターについても検討し、広く先制医療及び再生医療等製品開発への応用を目指すものです。

なお、当第1四半期累計期間における再生医療等製品事業に係る研究開発費は59百万円であります。

(6) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	170,085,423	172,535,423	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。
計	170,085,423	172,535,423	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第17回新株予約権

	第1四半期会計期間 (2020年10月1日から 2020年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	92,550
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	9,255,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	62.36
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	577,128
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	113,550
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	11,355,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	67.03
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	761,123

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日 (注)1	9,255,000	170,085,423	294,441	9,144,119	294,441	3,328,648

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

- 2020年12月17日開催の定時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が決議され、2021年1月31日付でその効力が発生しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご覧ください。
- 2021年1月1日から2021年2月5日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数は2,700,000株、資本金及び資本準備金はそれぞれ76,775千円増加し、2021年2月5日現在の発行済株式総数は172,785,423株、資本金は4,902,644千円、資本準備金は371,216千円となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 160,815,100	1,608,151	-
単元未満株式	普通株式 15,323	-	-
発行済株式総数	160,830,423	-	-
総株主の議決権	-	1,608,151	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権24個)含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,643,814	4,062,166
売掛金	227,325	180,975
商品	8,205	1,858
仕掛品	14,632	25,781
原材料及び貯蔵品	27,217	28,136
その他	46,014	47,010
貸倒引当金	33,995	31,153
流動資産合計	3,933,214	4,314,775
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	650,660	627,000
その他(純額)	64,596	64,537
有形固定資産合計	715,256	691,538
無形固定資産		
投資その他の資産	35,193	35,961
投資有価証券		
投資有価証券	427,752	710,715
長期貸付金	546,250	545,000
その他	138,145	138,942
貸倒引当金	546,250	545,000
投資その他の資産合計	565,897	849,657
固定資産合計	1,316,348	1,577,158
資産合計	5,249,563	5,891,933
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,007	41,231
未払法人税等	54,292	17,794
賞与引当金	32,459	22,558
資産除去債務	66,000	66,000
その他	86,472	150,723
流動負債合計	273,232	298,307
固定負債		
資産除去債務	152,266	152,747
その他	17,488	61,121
固定負債合計	169,754	213,868
負債合計	442,986	512,176
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,849,677	9,144,119
資本剰余金	3,034,207	3,328,648
利益剰余金	7,352,457	7,661,396
株主資本合計	4,531,427	4,811,371
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	229,253	558,676
評価・換算差額等合計	229,253	558,676
新株予約権	45,895	9,709
純資産合計	4,806,576	5,379,756
負債純資産合計	5,249,563	5,891,933

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
売上高	295,556	139,932
売上原価	153,121	118,167
売上総利益	142,434	21,765
販売費及び一般管理費	314,774	327,978
営業損失()	172,339	306,212
営業外収益		
受取利息	1,756	1,704
為替差益	-	13
設備賃貸料	291	291
貸倒引当金戻入額	6,250	1,250
その他	146	1,010
営業外収益合計	8,444	4,270
営業外費用		
支払利息	223	99
投資事業組合運用損	-	33,212
為替差損	6	-
株式交付費	1,719	2,046
営業外費用合計	1,950	35,357
経常損失()	165,845	337,300
特別利益		
固定資産売却益	-	5,267
新株予約権戻入益	-	24,432
特別利益合計	-	29,699
税引前四半期純損失()	165,845	307,600
法人税、住民税及び事業税	1,364	1,364
法人税等調整額	13	26
法人税等合計	1,351	1,338
四半期純損失()	167,196	308,938

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	39,961千円	28,056千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	細胞加工業	再生医療等 製品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	294,981	574	295,556	-	295,556
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	294,981	574	295,556	-	295,556
セグメント利益又は損失 ()	68,105	104,689	36,583	135,756	172,339

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 135,756千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	細胞加工業	再生医療等 製品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	139,904	28	139,932	-	139,932
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	139,904	28	139,932	-	139,932
セグメント損失()	55,655	96,850	152,505	153,707	306,212

(注)1.セグメント損失()の調整額 153,707千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	1.35円	1.88円
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	167,196	308,938
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	167,196	308,938
普通株式の期中平均株式数(株)	123,534,662	164,363,086
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要	第14回新株予約権 新株予約権の数 98,100個 普通株式 9,810,000株	第17回新株予約権 新株予約権の数 76,450個 普通株式 7,645,000株

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2020年12月17日開催の第25回定時株主総会において資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことを決議し、2021年1月31日にその効力が発生しております。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づく資本金及び資本準備金の額の減少並びに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うこととしました。

なお、本件は、「純資産の部」における科目間の振り替えであり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はございません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少した資本金の額

4,318,250,198円

(注) 資本金の額は2020年9月30日現在8,849,677,839円、2021年1月31日現在4,895,515,791円。

(2) 減少した資本準備金の額

3,034,207,425円

(注) 資本準備金の額は2020年9月30日現在3,034,207,425円、2021年1月31日現在364,088,150円。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額を減少し、全額をその他資本剰余金へ振り替えました。

4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金7,352,457,623円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充ていたしました。

(1) 減少した剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,352,457,623円

(2) 増加した剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,352,457,623円

(新株予約権の行使)

当第1四半期会計期間終了後、当社が2020年9月7日に発行した第17回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。2021年1月1日から2021年2月5日までの新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数 27,000個

(2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 2,700,000株

(3) 資本金増加額 76,775千円

(4) 資本準備金増加額 76,775千円

以上により、2021年2月5日現在の発行済株式総数は172,785,423株、資本金は4,902,644千円、資本準備金は371,216千円となっております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社メディネット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雄一 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの2020年10月1日から2021年9月30日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネットの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

られる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。